

院内感染対策に関する取組事項

1 院内感染対策に関する基本的考え方

感染防止対策は、安心・安全な医療提供の基盤となるものです。
当院は感染防止対策を病院全体として取り組み、病院に関わる全ての人々を対象とした、院内感染発生の予防と発生時の感染拡大防止に努めています。

2 院内感染対策のための委員会その他当該病院等の組織に関する基本事項

当院における感染防止対策に関する意思決定機関として、
感染対策委員会を設置し、毎月一回会議を開催し
感染防止対策に関する事項を検討しています。

3 院内感染対策のための従業者に対する研修に関する基本方針

職員の感染防止対策に対する意識・知識・技術向上を図るため、
「院内感染対策マニュアル」を配備し
全職員対象とした研修会を年2回以上行っています。

4 感染症の発症状況の報告に関する基本方針

法令に定められた感染症届出の他、院内感染として問題となる微生物に関する
感染情報レポートを作成し、現場へのフィードバックを実施しています。

5 院内感染発生時の対応に関する基本方針

感染症が発生または疑われる場合は、感染対策委員会が
速やかに対応します。また通常時から協力関係にある地域の
他の医療機関や保健所と連携し必要時には速やかな対応を行っています。

6 患者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本取組事項は院内に掲示し、患者様及びご家族様などから閲覧の求めが
あった場合にはこれに応じます。

7 その他当院における院内感染対策推進のために必要な基本方針

院内感染防止対策の推進のため「院内感染対策マニュアル」を作成し
病院職員への周知徹底を図るとともに、マニュアルの見直し、改訂を行っています。